| | |
|---|---|
| ［略］ | |

2　［略］

（統括審査官）

**第二十五条**　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百六十七人以内を置く。

［2・3　略］

**別表**（第二十条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［略］ | |
| 東京出入国在留管理局松戸出張所 | 松戸市 |
| 東京出入国在留管理局新宿出張所 | 東京都新宿区 |
| ［略］ | |

| | |
|---|---|
| ［同上］ | 二　第七条第一項各号に掲げる事務<br>三　第八条第一項第一号から第三号まで及び第十号から第十七号までに掲げる事務 |

2　［同上］

（統括審査官）

**第二十五条**　地方出入国在留管理局、地方出入国在留管理局の支局、地方出入国在留管理局の出張所及び地方出入国在留管理局の支局の出張所を通じて統括審査官三百六十六人以内を置く。

［2・3　同上］

**別表**（第二十条関係）

| 名称 | 位置 |
|---|---|
| ［同上］ | |
| 東京出入国在留管理局新宿出張所 | 東京都新宿区 |
| 東京出入国在留管理局東部出張所 | 東京都江戸川区 |
| ［同上］ | |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、令和四年十月一日から施行する。

**○法務省令第三十八号**

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

法務大臣　葉梨　康弘

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| 法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動 | ［一～四　略］<br>五　申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。第八号において同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。<br>［イ～ハ　略］<br>ニ　申請人が独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構技術センターの事業として行われる研修を受ける場合<br>［ホ～チ　略］ |
| ［略］ | |

| 改正前 | |
|---|---|
| 活動 | 基準 |
| 法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動 | ［一～四　同上］<br>五　申請人が本邦において受けようとする研修の中に実務研修（商品の生産若しくは販売をする業務又は対価を得て役務の提供を行う業務に従事することにより技能等を修得する研修（商品の生産をする業務に係るものにあっては、生産機器の操作に係る実習（商品を生産する場所とあらかじめ区分された場所又は商品を生産する時間とあらかじめ区分された時間において行われるものを除く。）を含む。）をいう。第八号において同じ。）が含まれている場合は、次のいずれかに該当していること。<br>［イ～ハ　同上］<br>ニ　申請人が独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構石油開発技術センターの事業として行われる研修を受ける場合<br>［ホ～チ　同上］ |
| ［同上］ | |